

09873P-00

2022

年度版



11年連続

TAC出版の
社労士本は
売上No.1

みんなが欲しかった!!

社労士

フルカラー

+ 赤シート対応

TAC社会保険労務士講座●編著
滝澤ななみ●編集協力

全科目横断

総まとめ

ガッチリ

知識を合格へと固めるマストアイテム!

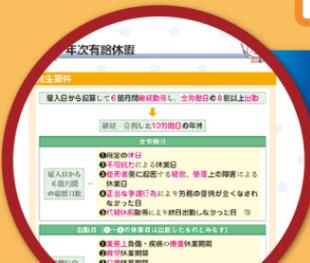
この1冊で

横断整理

総まとめ

見やすいフルカラー
とにかく記憶に残る!!

できる!



最新の改正情報はWebで公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、社会保険労務士試験の合格水準に到達するために覚えておきたい重要事項を整理し、知識の定着を促すことを目的として編集したものです。

学習が進むほど科目内または科目間の類似事項により頭の中が混乱し、点数が伸び悩むといったことは多くの受験者が直面する壁の1つだと思われます。また、学習範囲の中には各法律をまたがったいくつもの共通事項があり、それらを個別に覚えるには必要以上の時間を要することとなります。

このことから、社会保険労務士試験を効率的に攻略していくためには、

- ① 類似事項を整理し、頭の中の混乱を解消すること
- ② 共通事項はまとめて覚え、無駄な時間を削ること

これらが不可欠です。本書はこれらを最大限効率よく行えるように制作しました。本書を活用することにより、「重要事項の整理」「理解の促進」「効率的な学習」が可能となっていくでしょう。

2017年度版よりフルカラーのレイアウトに全面リニューアルし、おかげ様で本書は、多くの方にご利用いただくことができました。今年の改訂では、最新の法改正への対応を中心に、加筆・修正を行いました。同シリーズである「みんなが欲しかった！ 社労士の教科書」との連携も強化し、セットで活用していただくことでより学習効果が実感できるようになりました。

本書で横断的に全科目を総整理することで、学習範囲の内容がしっかりマスターできるでしょう。今の試験合格に必要な情報量をキープしつつも、使いやすいコンパクトな仕様で学習する場所を選ばないという点も本書の特長の1つです。「いつでも」「どこでも」「疑問が生じたその時に」本書を開き、横断整理をすることで、学習効果はより高いものとなるでしょう。

2021年度の社会保険労務士試験の合格率は7.9%で、厳しい試験に見えるかもしれませんが、本書のようなコンパクトな教材で、基本事項をモレなく、丁寧に確認してください。正しく知識を身につけていれば、必ず合格できる試験です。

本書を最大限に活用し、2022年度の社会保険労務士試験で合格の栄冠を勝ち取ってください。

2021年11月
TAC社会保険労務士講座

本書の特長

本書は「みんなが欲しかった！」シリーズの「社労士の教科書」「社労士の問題集」をひと通り終えたあとにご活用いただくと絶大な効果を発揮する、知識総仕上げ教材です。

社労士試験で学習する膨大な量の情報を、本試験で使える知識にしっかり整理し、固めることにこだわって制作しました。

ポイント1



全科目の類似事項・共通事項を横断整理できます!!

社労士試験の学習範囲は非常に広いため、科目が異なっても共通する事項、似ているけど少しずつ異なる事項などがあり、暗記するのにとにかく苦勞するものです。

たとえば、問題を解いているときに、こんな疑問がわくことはありませんか？

この書類の届出期限は
5日以内だっけ…
14日以内だっけ…
10日以内だっけ…



そこで!

本書は「全科目横断編」を用意!!

本試験でどんな形で出題されても的確に知識が引き出せるように、類似事項・共通事項を科目横断整理できるよう、テーマごとに図や表にまとめています。試験でよく狙われるポイントに集中して確認することができます。

3 受給権者に関する届出

届出者	届出期限	届出先
定義 労働者	1～6月生れの者 → 毎年 6月30日 まで 7～12月生れの者 → 毎年 10月31日 まで ◆ 正当な理由なく提出しないと保険給付の支払が「一時差し止め」となる	労働基準 労働年金
状況届等	原則 ■ 受給権者の確認は、毎月、住民基本台帳法による機構保存本人確認情報の提供による 例外 ■ 以下の場合は現況届等が必要 ① 住民基本台帳法による機構保存本人確認情報の提供が受けられないとき ② 加算額対象者がある障害基礎年金、加給年金額の対象者がある老齢・障害厚生年金の受給権者等（診断書添付） 国年 毎年、 誕生日の末日 （指定日）まで 厚年法 毎年、 誕生日の末日 （指定日）まで ◆ 正当な理由なく現況届等を提出しないと（保険）給付の支払が「一時差し止め」となる ◆ 指定日が確定等の日後 1年以内 に到来する年は提出不要 ◆ 上記①に係る現況届等は、年金が 全額支給停止 されている場合には、提出不要	日本年金機構
所在不明の届出	国年 年金給付の受給権者の所在が 1月以上 明らかでないとき 厚年法 上記のとおり	速やかに
氏名・住所変更届 、 結婚届 、 生保 、 遺族年金の喪権届 加算額（加給年金額）対象者不該当届 等	国年 14日以内 厚年 10日以内	日本年金機構
上記以外の国年・厚年法のほとんどは届出（加算開始事由該当届、障害状態（不）該当届、支給停止事由由該当（消滅）届等）	速やかに	

- ① 国年法・厚年法の「氏名・住所変更届」「年金受給権者死亡届」は、住民基本台帳法による機構保存本人確認情報の取得ができるとき（年金受給権者死亡届は、死亡日から**7日以内**に市町村に対して戸籍法の規定による死亡の届出をしたことに限る）には、それぞれ**提出不要**
- ② 加算額（加給年金額）の対象者が18歳の年度末、20歳、65歳に達しても加算額（加給年金額）対象者不該当の届を出さなければならない

ごちゃごちゃ混ざりやすいところを狙いうちしてまとめて横断整理!! フルカラーで印象づけて暗記できるように1つ1つのレイアウトにこだわっています。

20

暗記しやすさにコダワリあり!!
長い条文も覚えやすいように区切りを効果的に入れています。

1 目的等

労働基準法

(1) 労働条件は、労働者**本人に届ける**こと（届出）のための必要を充たすべき届出を提出しなければならない

(2) 労働基準法で定める労働条件の基準は**最低のものである**。労働契約の当事者は、この**基準を理由として労働条件を下げ**てはならないこと（下り禁止）であり、その向上を図るよう努めなければならない

労働安全衛生法

労働安全衛生法は、**労働基準法**と相まって、労働災害の防止のための

① **危険防止基準の確立** ② **責任体制の明確化**

及び

③ **自主的活動の促進** の構築を図る等

その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより

職場における労働者の**安全と健康を確保**するとともに、**快適な職場環境の形成を促進**することを**目的**とする

労働災害補償保険法

労働災害補償保険法は、

- ① 以下に規定による労働者の**負傷、疾病、障害**に**対して迅速な救済**を確保するため、**給付給付**を行い
 ② **高率の給付**を行う
 ③ **事業主が同一人以上の事業に使用される労働者（複数事業労働者）の2以上の事業の業務を要請**とする事由
 ④ **活動**

十（全労済）

- ⑤ 上記①～④により**負傷**、又は**疾病**に罹った労働者の**社会復帰の促進**、当該労働者及びその**遺族の保護**、労働者の**安全及び衛生の確保**を図り

2



ポイント2

重要事項の総まとめができます!!

社労士試験で学ぶ内容は、全10科目にわたり、とにかく広範囲、かつ分量が多いため、何度も繰り返し学習して、知識を定着させていかなければなりません。

みなさんも、こういった疑問や悩みを抱いたことはありませんか？

年次有給休暇の
出勤率を出すときに
「除く」ものって
なんだっけ…

この条文、
何度見ても
覚えられない…



そこで!

本書は「総まとめ編」を用意!!

「社労士の教科書」などの基本書で学んだ内容で、とくに重要なところを総復習できるようにしました。重要キーワードが際立つように覚えやすく整理して編集をしているので、知識の総まとめに最適です。また、科目ごとに絶対に落としてはならない最重要事項だけがコンパクトにまとまっているので、速習が可能です。

10 年次有給休暇

発生要件

雇入日から起算して6箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤

継続・分割した10労働日の年休

全労働日

- 所定の休日
- 労務能力による休業日
- 使用者側に起因する病欠、管理上の障害による休業日
- 法令上の労働行為により労務の提供が全くなされた日
- 代替休取得により終日出勤しなかった日 等

出勤日（労働時間短縮等によるものを除く）

労働日の全労働日 - 出勤日 = 年次有給休暇取得日数

付与日数

勤続年数	0年未満	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上
付与日数	30日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※ 年休の権利は2章で特例により減算するので、実働日数については翌年度に限り繰り越すことができる

重要な公式などは、カラーを効果的に使い、覚えやすく、整理して掲載しています。パッと見て視覚的に印象づけることができるので、暗記にとても便利です。

重要キーワードは付属の赤シートでキレイに隠れますので、暗記に便利です！

その他にも学習効果をグーンと上げる役立つ要素!!

ポイント
大事なポイントがまとまっています！

報告

労務委員会の決議の届出をした使用者は、当該決議が行われた日から起算して6箇月以内ごとに1回、次の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない

- 対象労働者の労働時間の状況
- 対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況

労務委員会の決議の所轄労働基準監督署長への届出は、企業業類型裁量労働制（高度プロフェッショナル制度）の効力発生のための要件ですので、使用者が、この届出を行わなければ、企業業類型裁量労働制（高度プロフェッショナル制度）の効力は発生しません。

● 労働時間6時間
→ 休憩時間を与えずに
● 労働時間8時間
→ 45分の休憩時間でよい

ワンポイントアドバイス

労働時間が8時間を超える場合、その超える時間が何時間であっても、1時間の休憩を与えていれば、法違反となりません。

ワンポイントアドバイス
覚え方のコツ、理解のコツがわかります！

年金額の減額

改正

（繰上げ請求月～65歳到達月の前月）の月数 × 0.00

※ 昭和37年4月1日以前生まれの者は、0.005

改正マーク
2022年度本試験向けの改正点です。重要ですので、必ず確認しましょう。

本書の効果的な活用法

本書は同シリーズである「みんなが欲しかった！」シリーズとともに活用していただくと、より効果を発揮します。教科書や問題集で基本的な知識のインプットを終えたあと、科目横断整理で知識を整理して、重要事項をガッチリ固めていきましょう。

みんなが欲しかった！
社労士の教科書



みんなが欲しかった！
社労士の問題集



本書

みんなが欲しかった！
全科目横断・総まとめ



試験当日まで
役立つ
優れもの!!



CONTENTS

はじめに／(3) 本書の特長／(4) 本書の効果的な活用法／(8)

◆ 全科目横断編

似ているけど法律によって少しずつ違うもの、
法律は異なっても共通するものは、ここでまとめてチェック!!

1 適用等



目的条文はここで絶対に暗記しましょう!
届出なども試験に頻出です!

1	目的等	2
2	適用事業等	10
3	適用除外	12
4	届出	16
5	賃金	21
6	国庫負担・補助	31
7	保険料	33
8	滞納処分等	42

2 通則事項



時効、罰則など、盲点になりがちなところも
科目横断チェックで即攻略!!

1	受給権の保護	48
2	死亡の推定	50
3	未支給の給付	51
4	スライド	53
5	年金給付の支給	55
6	支払の調整	57
7	併給調整	59
8	給付制限等	61
9	不正利得の徴収	67
10	損害賠償との調整	68
11	不服申立て	69
12	記録の保存	73
13	時効	74
14	罰則	76
15	国民年金基金と健康保険組合	80
16	端数処理	81

◆ 総まとめ編

法律ごとに、重要事項をチェックしていきます。
社労士の教科書で学んだ内容を一気に固めていきましょう!!

1 労働基準法



条文を正確に理解することがこの科目の
攻略ポイントです!

1	労働基準法の基本理念等	84
2	労働契約の締結	87
3	労働契約の解除	92
4	賃金	96
5	法定労働時間と適用除外	99
6	休憩と休日	103
7	変形労働時間制	106
8	時間外労働・休日労働と割増賃金	110
9	みなし労働時間制	117
10	年次有給休暇	122
11	年少者	126
12	妊産婦等	129
13	就業規則	132

2 労働安全衛生法



試験頻出の安全衛生管理体制は、
本書で完璧に覚えてしまいましょう!

1	全産業の安全衛生管理体制	136
2	建設業等の安全衛生管理体制	144
3	委員会	149
4	機械等に関する規制	151
5	危険物及び有害物に関する規制	157
6	安全衛生教育	162
7	健康診断等	165
8	計画の届出	180

3 労働者災害補償保険法



保険給付を中心に、
しっかり整理しましょう。

1	保険給付の種類	182
2	傷病に関する保険給付	183
3	障害に関する保険給付	187
4	死亡に関する保険給付	192
5	その他の給付	196
6	特別支給金	197
7	特別加入	202

4 雇用保険法



毎年改正も多い科目ですので、
注意しましょう。

1	給付の体系	206
2	基本手当の受給資格	207
3	基本手当の日額	208
4	基本手当の所定給付日数	210
5	基本手当の受給期間	211
6	延長給付	212
7	基本手当以外の一般被保険者に係る求職者給付	216
8	高年齢求職者給付金	218
9	特例一時金	219
10	日雇労働求職者給付金	220
11	就職促進給付	222
12	教育訓練給付	226
13	雇用継続給付及び育児休業給付	229
14	二事業	235
15	失業等給付等の支給額一覧表	237

5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律



手薄になりがちな科目ですので、ここで再確認しておきましょう。

1	保険関係の成立と消滅	242
2	事業の一括	243
3	概算保険料	246
4	確定保険料	251
5	口座振替による納付	252
6	メリット制	252
7	印紙保険料	253
8	特例納付保険料	255
9	増加概算保険料等のまとめ	256
10	労働保険事務組合	256

6 労務管理その他の労働に関する一般常識



法規の重要事項を凝縮しました。本書の内容は完璧にしましょう。

1	労働組合法	260
2	労働関係調整法	264
3	労働契約法	266
4	個別労働関係紛争解決促進法	274
5	パートタイム・有期雇用労働法	275
6	男女雇用機会均等法	279
7	育児・介護休業法	284
8	次世代育成支援対策推進法	290
9	女性活躍推進法	291
10	最低賃金法	291
11	労働施策総合推進法	293
12	職業安定法	297
13	労働者派遣法	300
14	高年齢者雇用安定法	311
15	障害者雇用促進法	313

7 健康保険法



保険給付を中心に重要事項を一気に確認しましょう。

1	保険者	320
2	保険給付の種類	322
3	疾病又は負傷に関する保険給付	323
4	死亡及び出産に関する保険給付	337
5	資格喪失後の給付	338
6	日雇特例被保険者の保険給付	339

8 国民年金法及び 厚生年金保険法



国年、厚年でまとめて整理！年金の重要事項を一気に確認しましょう。

1	老齢給付Ⅰ	—受給資格要件①—	344
2	老齢給付Ⅱ	—受給資格要件②—	345
3	老齢給付Ⅲ	—支給開始年齢—	349
4	老齢給付Ⅳ	—支給の繰上げ—	355
5	老齢給付Ⅴ	—支給の繰下げ・失権—	358
6	老齢給付Ⅵ	—基本年金額—	361
7	老齢給付Ⅶ	—加算・加給—	363
8	老齢給付Ⅷ	—在職老齢年金—	366
9	障害給付Ⅰ	—支給要件—	367
10	障害給付Ⅱ	—年金額—	369
11	障害給付Ⅲ	—支給停止・失権—	373
12	障害給付Ⅳ	—その他の給付—	374
13	遺族給付Ⅰ	—支給要件—	376
14	遺族給付Ⅱ	—年金額—	378
15	遺族給付Ⅲ	—年金額の改定及び寡婦加算—	380
16	遺族給付Ⅳ	—支給停止—	383
17	遺族給付Ⅴ	—失権—	386
18	その他の給付Ⅰ	—脱退一時金・付加年金—	388
19	その他の給付Ⅱ	—寡婦年金・死亡一時金—	390
20	合意分割と3号分割		393

9 社会保険に関する 一般常識



どれも重要な法律ばかりです。
最後までキッチリ確認しましょう！

1	国民健康保険法	398
2	船員保険法	399
3	高齢者の医療の確保に関する法律	400
4	介護保険法	401
5	確定拠出年金法・確定給付企業年金法	403
6	社会保険労務士法	405

本書は、2021年11月1日現在において、公布され、かつ、2022年本試験実施要綱が発表されるまでに施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2021年11月2日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2022年2月上旬より、下記ホームページにて改正情報を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」
<https://bookstore.tac-school.co.jp>

全科目横断編

1 | 適用等





労働基準法

- (1) 労働条件は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための**必要**を充たすべきものでなければならない
- (2) 労働基準法で定める労働条件の基準は**最低**のものであるから、労働関係の当事者は、この**基準を理由**として**労働条件を低下**させてはならないことはもとより、その**向上**を図るように努めなければならない

労働安全衛生法

労働安全衛生法は、**労働基準法**と相まって、労働災害の防止のための

- ① **危害防止基準の確立**、② **責任体制の明確化**

及び

- ③ **自主的活動の促進** の措置を講ずる等

その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより



職場における労働者の**安全と健康**を確保するとともに、**快適な職場環境の形成**を促進することを**目的**とする

労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険は、

- ① 以下の①～③による労働者の**負傷、疾病、障害、死亡等**に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、必要な**保険給付**を行い
 - ① **業務上**の事由
 - ② **事業主が同一人でない2以上**の事業に使用される労働者（**複数事業労働者**）の**2以上の事業の業務**を要因とする事由
 - ③ **通勤**

+ あわせて

- ② 上記①①～③により**負傷**し、又は**疾病**にかかった労働者の**社会復帰の促進**、当該労働者及びその**遺族の援護**、労働者の**安全及び衛生の確保**等を図り

↓ **もって**
労働者の福祉の増進に寄与することを**目的**とする

雇用保険法

雇用保険は、

- ① 労働者が**失業**した場合及び労働者について**雇用の継続が困難**となる事由が生じた場合に必要給付を行う

ほか

- ② 労働者が**自ら職業に関する教育訓練**を受けた場合及び労働者が**子を養育**するための**休業**をした場合に必要給付を行う

ことにより

労働者の**生活及び雇用の安定**を図るとともに、
求職活動を容易にする等その**就職を促進**する

+ **あわせて**

- ③ 労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防**、**雇用状態の是正**及び**雇用機会の増大**、労働者の**能力の開発**及び**向上**その他労働者の福祉の増進を図る

ことを**目的**とする

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、以下のことにし必要な事項を定めるものとする

- ① 労働保険の**保険関係の成立及び消滅**
- ② **労働保険料の納付**の**手続**
- ③ **労働保険事務組合**等

健康保険法

健康保険法は、

労働者又はその**被扶養者**の**業務災害**以外の**疾病**、**負傷**若しくは**死亡**又は**出産**に関して**保険給付**を行い、

↓ **もって**
国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを**目的**とする

国民年金法

- (1) 国民年金制度は、
日本国憲法第25条第2項^(注)に規定する理念に基づき、**老齢、障害**又は**死亡**によって国民生活の安定がそなわれることを**国民の共同連帯**によって防止し、



健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを**目的**とする

(注) 日本国憲法第25条第2項
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

- (2) 国民年金は、(1)の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする

厚生年金保険法

厚生年金保険法は、
労働者の**老齢、障害**又は**死亡**について保険給付を行い、

労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に
寄与することを**目的**とする

労働組合法

労働組合法は、以下のことを**目的**とする

- ① 労働者が使用者との**交渉**において**対等の立場**に立つことを促進することにより労働者の**地位**を**向上**させること
- ② 労働者がその**労働条件**について**交渉**するために自ら**代表者**を**選出**することその他の**団体行動**を行うために**自主的に労働組合**を組織し、**団結**することを擁護すること
- ③ 使用者と労働者との関係を**規制**する**労働協約**を締結するための**団体交渉**をすること及びその**手続**を**助成**すること

労働契約法

労働契約法は、

労働者及び使用者の**自主的な交渉**の下で、労働契約が**合意により成立し、又は変更**されるという**合意の原則**その他**労働契約**に関する基本的事項を定めることにより、**合理的な労働条件の決定又は変更**が円滑に行われるようにすることを通じて、

労働者の保護を図りつつ、**個別の労働関係の安定**に資することを**目的**とする

個別労働関係紛争解決促進法

個別労働関係紛争解決促進法は、

個別労働関係紛争^(注)について、**あっせん**の制度を設けること等により

その実情に即した**迅速かつ適正な紛争の解決**を図ることを**目的**とする

(注) 個別労働関係紛争

労働条件その他**労働関係**に関する事項についての**個々の労働者と事業主との間の紛争**（労働者の**募集及び採用**に関する事項についての**個々の求職者**と事業主との間の紛争を含む）

パートタイム・有期雇用労働法

パートタイム・有期雇用労働法は、

我が国における**少子高齢化の進展**、**就業構造の変化**等の**社会経済情勢の変化**に伴い、**短時間・有期雇用労働者**の果たす役割の重要性が増大していることに鑑み、

短時間・有期雇用労働者について、その**適正な労働条件の確保**、**雇用管理の改善**、**通常の労働者**への**転換の推進**、**職業能力の開発及び向上**等に関する措置等を講ずることにより

通常の労働者との**均衡のとれた待遇**の確保等を図ることを通じて**短時間・有期雇用労働者**がその有する**能力を有効に発揮**することができるようにし、

もって

その**福祉の増進**を図り、あわせて**経済及び社会の発展**に寄与することを**目的**とする

最低賃金法

最低賃金法は、

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り

↓
もって

- ① 労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する
- ② 国民経済の健全な発展に寄与する

ことを目的とする

労働施策総合推進法

労働施策総合推進法は、

国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより

↓

労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して

↓

労働者がある有する能力を有効に発揮することができるようにする

↓
これを通じて

労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする

職業安定法

職業安定法は、労働施策総合推進法と相まって、

- ① 公共に奉仕する**公共職業安定所**その他の**職業安定機関**が関係行政庁又は関係団体の協力を得て**職業紹介事業**等を行うこと
- ② **職業安定機関以外の者**の行う**職業紹介事業**等が労働力の**需要供給**の適正 **かつ** 円滑な**調整**に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等

↓ により

各人にその有する**能力**に適合する**職業**に就く**機会**を与え、及び産業に必要な**労働力**を**充足**

↓ もって

職業の安定を図るとともに、**経済**及び**社会の発展**に寄与することを**目的**とする

国民健康保険法

(1) 国民健康保険法は、

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって**社会保障及び国民保健**の向上に寄与することを**目的**とする

(2) 国民健康保険は、被保険者の**疾病、負傷、出産**又は**死亡**に関して必要な保険給付を行うものとする

船員保険法

船員保険法は、以下を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを**目的**とする

- ① **船員**又はその**被扶養者**の**職務外の事由**による**疾病、負傷、死亡**又は**出産**に関して保険給付を行う
- ② **労働者災害補償保険**による保険給付と併せて船員の**職務上の事由**又は**通勤**による**疾病、負傷、障害**又は**死亡**に関して保険給付を行う

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律は、

- ① 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、**医療費の適正化**を推進するための**計画の作成**及び保険者による**健康診査等の実施**に関する措置を講ずる

&

- ② 高齢者の医療について、**国民の共同連帯**の理念等に基づき、**前期高齢者**に係る**保険者間の費用負担**の調整、**後期高齢者**に対する**適切な医療の給付等**を行うために必要な制度を設ける



国民保健の向上及び**高齢者の福祉**の増進を図ることを**目的**とする

介護保険法

介護保険法は、

加齢に伴って生ずる**心身の変化**に起因する疾病等により**要介護状態**となり、**入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練**並びに**看護及び療養上の管理**その他の医療を要する者等について、

これらの者が**尊厳**を保持し、その有する**能力**に応じ**自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な**保健医療サービス**及び**福祉サービス**に係る給付を行うため、

国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う**保険給付等**に関して必要な事項を定め、



国民の保健医療の向上及び**福祉**の増進を図ることを**目的**とする

確定拠出年金法

確定拠出年金法は、

少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ

個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため

確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援する

もって

公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする

確定給付企業年金法

確定給付企業年金法は、

少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ

事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため

確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援する

もって

公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする

社会保険労務士法

社会保険労務士法は、

社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、

もって

- ① 労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与する

とともに、

- ② 事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する

ことを目的とする

執筆者

全科目横断編

適用等	仲尾将一
通則事項	跡部大輔

総まとめ編

労働基準法	仲尾将一
労働安全衛生法	仲尾将一
労働者災害補償保険法	跡部大輔
雇用保険法	跡部大輔
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	跡部大輔
労務管理その他の労働に関する一般常識	仲尾将一
健康保険法	仲尾将一
国民年金法及び厚生年金保険法	仲尾将一
社会保険に関する一般常識	跡部大輔

編集協力

滝澤ななみ

2022年度版

みんなが欲しかった！ 社労士全科目横断総まとめ

発行日 2021年12月5日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09873P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。